

福島県ふぐの取扱い等に関する条例

令和5年3月24日
福島県条例第17号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 ふぐ処理者（第五条—第十条）
- 第三章 ふぐ処理者試験（第十一条—第十五条）
- 第四章 雜則（第十六条）
- 第五章 罰則（第十七条・第十八条）

附則

- 第一章 総則
 - (目的)

第一条 この条例は、ふぐの処理及び販売について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。
 - (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

 - 一 処理 ふぐを食用に供する目的でその卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部位で人の健康を害するおそれのあるもの(以下「有毒部位」という。)を除去することをいう。
 - 二 ふぐ処理者 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)別表第十七第一号へに規定するふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として知事の認定を受けたものをいう。
 - 三 ふぐ処理施設 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業の許可を受けた施設であって、福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県条例第八十号。以下「施行条例」という。)別表第一の三の表ふぐを取り扱う施設の項の要件を満たすことについて、当該許可をした者による確認を受けたものをいう。
 - 四 ふぐ処理営業者 ふぐ処理施設において、業としてふぐの処理を営む者であって、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第五十五条第一項の許可を受けたものをいう。
 - (販売の禁止)

第三条 ふぐは、ふぐ処理者が処理したもの又はふぐ処理者の立会いの下に他の者が処理

したもの以外は、食用として販売してはならない。ただし、ふぐ処理者、ふぐ処理営業者その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。

(処理の制限)

第四条 ふぐ処理者でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事する場合は、この限りでない。

第二章 ふぐ処理者

(認定要件)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。

- 一 知事が行うふぐ処理者試験(以下「ふぐ処理者試験」という。)に合格した者
- 二 ふぐ処理の知識及び技術が適正と認められる者であって規則で定めるもの

(認定をしない者)

第六条 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者をふぐ処理者に認定しない。

- 一 第十条第一項各号の規定による認定の取消処分を受けた後一年を経過しない者
- 二 他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区においてふぐ処理の知識及び技術が適正であるとして免許又は認定等を受けた者のうち、当該免許又は認定等の取消処分(当該免許又は認定等を受けている者からの申請等に基づきなされるものを除く。)を受けた後一年を経過しないもの

(認定名簿の備え付け)

第七条 県にふぐ処理者を登録するための認定名簿(以下「認定名簿」という。)を備え、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名及び生年月日
- 三 第五条第一項各号に掲げる認定要件の該当の別
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(ふぐ処理者の遵守事項)

第八条 ふぐ処理者(第四条ただし書の場合を含む。次条第一号において同じ。)は、業としてふぐの処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ふぐ処理施設以外の場所でふぐの処理に従事しないこと。
- 二 食用以外のふぐは、処理しないこと。
- 三 有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- 四 有毒部位の除去に使用する包丁、まな板等の器具は、専用のものを使用し、清水で十分洗浄すること。
- 五 凍結したふぐを使用する場合は、摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結したものを用い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することができないよう流水等を用いて迅速に

行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。

六 除去した有毒部位を保管する場合は、施行条例別表第一の三の表ふぐを取り扱う施設の項（1）に規定する容器等を用いること。

七 除去した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。

八 前七号に掲げるもののほか、的確なふぐの処理を行うために必要な事項として規則で定める事項

（ふぐ処理営業者の遵守事項）

第九条 ふぐ処理営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ふぐ処理者が前条各号に掲げる事項を遵守していることを監督すること。

二 ふぐ処理施設である旨が記載された書類で規則で定めるものを、ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示すること。

（認定の取消し等）

第十条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けた者であることが判明したとき。

二 その責に帰すべき事由によりふぐの処理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

2 知事は、前項の規定により取消しを行った場合にあっては、認定名簿から当該ふぐ処理者を削除する。

第三章 ふぐ処理者試験

（ふぐ処理者試験の実施）

第十一條 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識及び技能について行う。

2 知事は、前項の試験の合格者に、合格証書を交付する。

（不正行為に対する処分）

第十二条 知事は、受験者がふぐ処理者試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すものとする。

（試験委員会の設置）

第十三条 知事は、ふぐ処理者試験の実施に当たり、ふぐ処理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定等に関する事務を実施するため、ふぐ処理者試験委員会（以下「試験委員会」という。）を設置する。

2 試験委員会の委員の数は、十二名以内とする。

3 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、必要な都度、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年を超えない範囲で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(試験委員会の会議)

第十四条 試験委員会の会議の運営に関し必要な事項は、試験委員会が定める。

(試験手数料)

第十五条 ふぐ処理者試験を受けようとする者から、ふぐ処理者試験手数料として一件につき三万三千円を徴収する。

- 2 前項に規定する手数料は、知事が別に定める方法で納付しなければならない。
- 3 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、県の責めによりふぐ処理者試験を実施できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第四章 雜則

(規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第十七条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、令和五年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にふぐの処理を行う者として知事に認められた者であって規則で定めるものは、当分の間、第五条の規定による認定を受けたふぐ処理者とみなす。

附 則（令和六年条例第八二号）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この条において「懲役」とい

う。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格等に関する経過措置)

第四条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第五条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号。以下この条において「刑法改正関係法」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「新給与条例」という。)第十七条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例(以下この条において「新議員報酬条例」という。)第五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の三第三項(第一号に係る部分に限る。)及び新議員報酬条例第五条の三第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。